

# 自分の未来は自分で決める

～ kokoro があなたらしい働き方を応援します ～

## kokoro 就労移行支援事業について

kokoro の就労移行サービスは、障害を乗り越えて自信を取り戻す支援です。薬物療法を続けながらの一般就労ではやがてまた、施設に逆戻りのケースになります。精神薬に頼らず、自分の本当の力や可能性に気づき、自信を回復するプロセスそのものが、kokoro の就職活動サポートサービスです。「人にどう思われているのだろう」「自分はダメなのではないか」「働きたいのに仕事が見つからない」「長いブランクを埋めることは無理なのではないか」様々な不安や心配を一人で抱えていないで、kokoro のプログラムに参加してみませんか？ kokoro では行政や医療、福祉機関、企業と連携し、お一人お一人の適性を重視した就職の実現を目指しています。kokoro では毎年、着実に一般就労を始める卒業生が出ています。ご興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。無料でパンフレットをお送りします。



## 就労移行支援サービスとは

就労移行支援事業所は、障害のある方の一般企業への就職をサポートする通所型の福祉サービスです。身体障害、知的障害、精神障害の他に発達障害の方も対象とし、手帳の有無にかかわらず、医師の診断や自治体の判断など就職に困難が認められる方がご利用になれます。仕事に関する知識やスキルアップと就職活動のサポート、就職後も長く働き続けられるよう職場への定着支援も行っています。

## kokoro 就労移行支援事業の内容

kokoro の就労移行支援サービスは三つのプログラムで就職をサポートします。

### 1. 就労訓練

- 軽作業（袋詰め作業など）

毎日通所できること、一定の勤務継続できる基礎体力・集中力・持続力の向上を目指し、一般就労への可能性を増やし、職業習慣の確立を狙います。

- 自然派ベーグルの店ナチュグル（ベーグル製造、販売、営業、会計）

ナチュグルは障害者だから買ってあげようという商品を作りません。農薬や肥料を使っていない原材料にこだわり、心身の健康を真剣に考える商品作りとその販売を行っています。ナチュグルに加わることで、障害の原因につながる食生活や生活習慣、仕事と自分の人生の考え方を整理し、一般就労に向けた底力を養います。

- 施設外支援（古典音響ギャラリー受付、案内業務）

一般就労に向け、契約企業先にインターーンシップを行います。施設内の就労訓練では、常に指導員の目が行き届いていますが、一般就労と同じ条件でどこまでやれるか、最終のトレーニングになります。日々のトレーニングは、契約先のご担当者とご自身が直接やり取りすることになります。



指導員は契約先のご担当と密に連絡を取りながら、仕事の推移をバックアップしたり、行き詰ったりしないよう定期的な相談対応をおこないます。

### 2. ビジネスの基礎とメンタルトレーニング

仕事に必要な基礎を身に着けます。

- ・身なり・挨拶をはじめとしたビジネスマナー
- ・パソコンの操作トレーニング
- ・対人スキルアップとコミュニケーショントレーニング
- ・履歴書、職務経歴書の作成および面接対策、企業経験が豊富なスタッフによる、応募書類の添削や面接練習などを行っています。

	月	火	水	木	金	土	日		
8:00 ~8:10	朝礼	朝礼	厨房作業	朝礼	朝礼	朝礼	イベント・行事参加 不定期		
8:10 ~12:00	ベーグル 厨房作業	ベーグル 厨房作業		ベーグル 厨房作業	ベーグル 厨房作業	ベーグル 厨房作業			
12:00 ~13:00	昼食			昼食					
13:00 ~15:00	PC トレーニング	販売業務		販売業務	対人スキル トレーニング	販売業務			

※ 勤務日は、イベントや行事日程により変更する場合があります。その場合は月のスケジュールで前もってお知らせいたします。

### 3. 就職活動支援とフォローアップ



トレーニングを通じて習得したことを生かしながら、自分に適した仕事を見つけ就職を目指します。面接にはスタッフが同行することもあり、ご本人の強みや働く上の配慮を企業の方にお伝えし、就職された方にとって働きやすい環境づくりをサポートします。また、就職後は職場定着を応援するフォローアップを定期的に実施しています。

#### kokoro 就労移行訓練の流れ



## 利用対象者

kokoro の就労移行支援サービスは、一般就労等を希望する方（原則 18 歳以上から 65 歳未満の身体および知的障害や精神疾患）が利用できます。

身体障害（肢体不自由）や知的障害以外にも精神障害では、統合失調症、うつ病、躁鬱病（双極性障害）、気分障害、不安障害、適応障害、強迫性障害、てんかんの方などが対象です。発達障害ではアスペルガー症候群、自閉症、ADHD（注意欠如・多動性障害）、学習障害など、このほかにもさまざまな障害のある方がご利用できます。

また障害者手帳をお持ちでない方でも自治体の判断によりご利用が可能です。

## 利用期間・料金

kokoro の就労移行支援サービスは、最長 2 年間ご利用することが可能です。

障害福祉サービスの利用料金（利用者負担額）はサービス提供費用の 1 割を上限とし、世帯所得に応じて負担上限額が設けられています。また利用者本人の収入状況などによって利用者負担額の軽減措置があります。

その他に、食費などについての実費負担があります。

## 利用方法

kokoro の就労移行支援サービスを利用するには、行政が発行する福祉サービス受給者証が必要です。お住まいの市区町村の窓口（障害福祉課等）で、障害福祉サービスの支給申請の手続きをおこないます。

手続き方法が不安な場合は、市区町村の相談支援窓口や障害者地域生活支援センターのほか、kokoro でもご案内いたしますので、お気軽にご相談ください。



無料個別相談  
見学の申し込みはこちらから

就労移行支援事業所 kokoro  
〒300-1222  
茨城県牛久市南 4 丁目 22 番地 25  
☎ 029-873-4232  
受付時間：平日 10:00～17:00  
mail: mail@soso-company.com